

日本DPO協会第10回個人情報保護セミナー  
「アジアの個人情報保護関連法令の最新動向」

講師：当協会 顧問

長島・大野・常松法律事務所 パートナー  
弁護士 鈴木 明美 先生

2023年4月20日（木） 15:00～16:00

あいさつ 「アジアにおける個人情報保護の取り組み」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

# 諸外国の個人情報保護法認識の必要性①

- 諸外国の個人情報保護法認識の必要性
- 伝統的には比較法的研究の対象であった。
- 2015年個人情報保護法改正で、法第24条に新たに外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規定が設けられた。
- 2021年個人情報保護法改正で、法第28条になった。
- 2020年個人情報保護法改正で、第2項及び第3項が新設された。
- 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」(2016年11月(2020年9月一部改正))参照。

## 諸外国の個人情報保護法認識の必要性②

- (外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。**この場合においては、同条の規定は、適用しない。

## 同等の水準の外国

- 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国は、EU及び英国が該当する。ここでいうEUとは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国等」(平成31年個人情報保護委員会告示第1号)に定める国を指す(ただし、英国は含まない。)
- なお、EU及び英国の指定は、日EU間で相互の円滑な個人データ移転を図るために、欧州委員会による日本への十分性認定(GDPR(※)第45条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいう。)に併せて行ったものである。(ガイドライン7頁)

## 諸外国の個人情報保護法認識の必要性③

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

## 諸外国・地域の法制度（PPC作成）①

- 諸外国・地域の法制度

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>

- 日本国内において諸外国・地域の法制度についての関心が高まっている現状に鑑み、当委員会は、諸外国・地域毎の法制度に関する情報の掲載や関係法令等の仮日本語訳の作成をしております。なお、関係法令等の仮日本語訳は参考のためのものであり、それらの公式の内容については原文を御確認ください。その利用について当委員会は責任を負いません。

# 諸外国・地域の法制度(PPC作成)②

- EU
  - EU域外適用に関する影響
  - 越境データ移転
  - EU各国の個人データ保護機関
- アメリカ合衆国
  - 連邦
  - イリノイ州
  - カリフォルニア州
  - ニューヨーク州
- アラブ首長国連邦
  - 連邦
  - ADGM
  - DHC
  - DIFC

## 諸外国・地域の法制度（PPC作成）③

- イスラエル
- インド
- インドネシア共和国
- ウクライナ
- オーストラリア連邦
- カタール国
- カナダ
- カンボジア王国
- コスタリカ共和国
- シンガポール共和国
- スイス連邦
- タイ王国

## 諸外国・地域の法制度(PPC作成)④

- 大韓民国
- 台湾
- 中華人民共和国
- チュニジア共和国
- トルコ共和国
- ニュージーランド
- パナマ共和国
- フィリピン共和国
- ブラジル連邦共和国
- ベトナム社会主義共和国
- ペルー共和国
- 香港

## 諸外国・地域の法制度(PPC作成)⑤

- マレーシア
- 南アフリカ共和国
- ミャンマー連邦共和国
- メキシコ合衆国
- モロッコ王国
- モンゴル国
- ラオス人民民主共和国
- ロシア連邦

# Asian Business Law Institute①

- シンガポールのアジア・ビジネス法研究所 (Asian Business Law Institute) の研究 <https://abli.asia/>
- 同研究所でプロジェクトを進めている上級研究員 (Senior Research Fellow) のクラリス・ジロ博士 (Dr. Clarisse Giro) は、データプライバシープロジェクト総括責任者 (Data Privacy Project Lead) である。ジロ博士は、2017 年からこのプロジェクトに関わっている。
- 2017 年9 月に香港で開催された第39 回国際データ保護プライバシー・コミッショナー会議 (International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners: ICDPPC) のオープンセッション (9 月28 日) で、「日本におけるプライバシー文化とデータ保護法」(Privacy Culture and Data Protection Laws in Japan) というタイトルでスピーチした。その終了後に声をかけてきた参加者は多かったが、その一人が、ジロ氏であった。2001 年9 月にパリで開かれた第23 回ICDPPC に主催機関のCNIL (Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés, 情報処理及び自由に関する国家委員会)

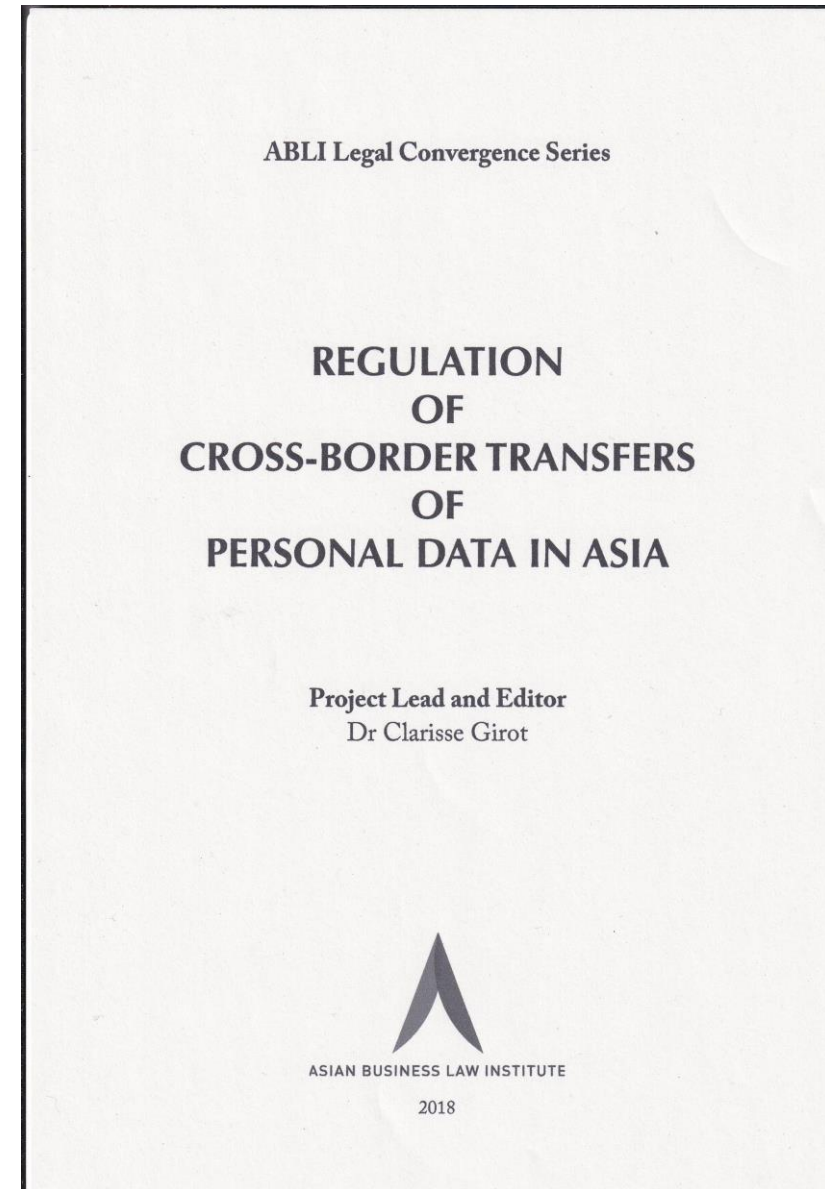
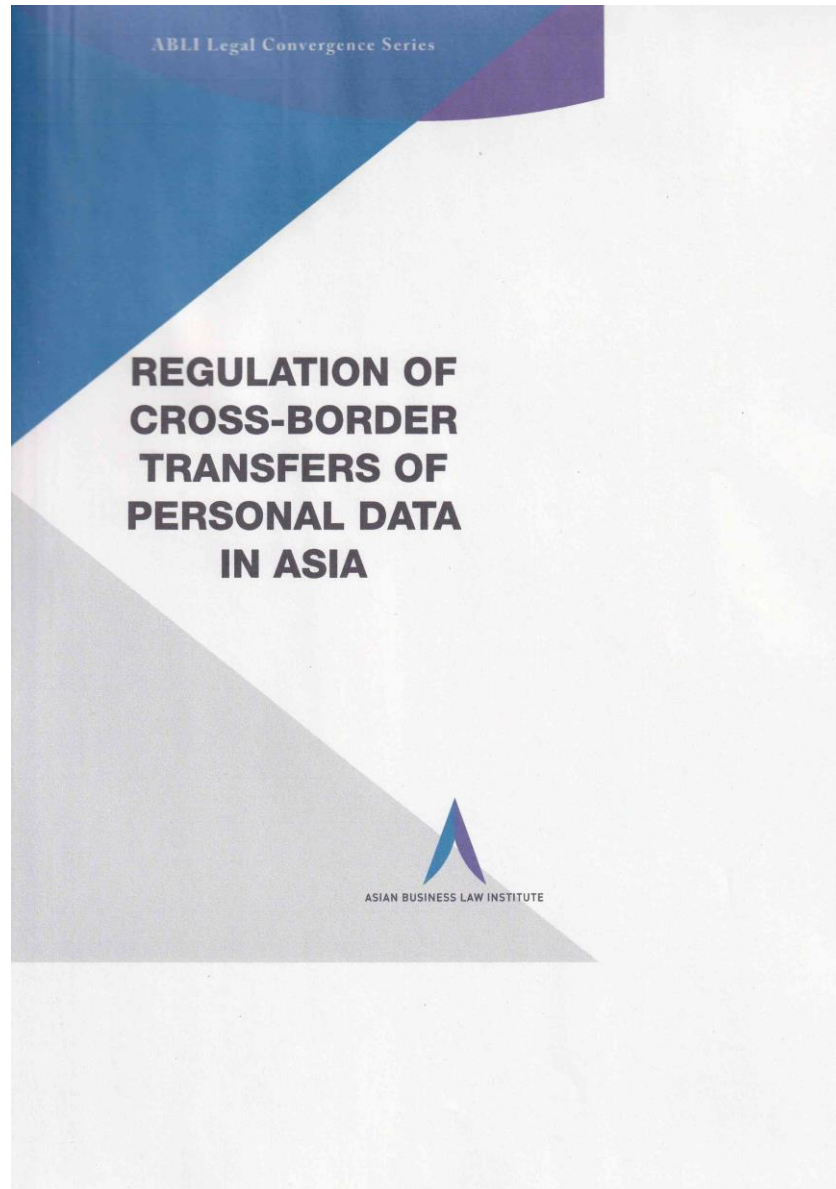
## Asian Business Law Institute②

からスピーカーとして招待された。会議の期間中何かと世話をしてくれたCNILの女性スタッフがいた。それがジロ氏であったと自己紹介した。それ以降、ときどきメールのやり取りをすることがある。

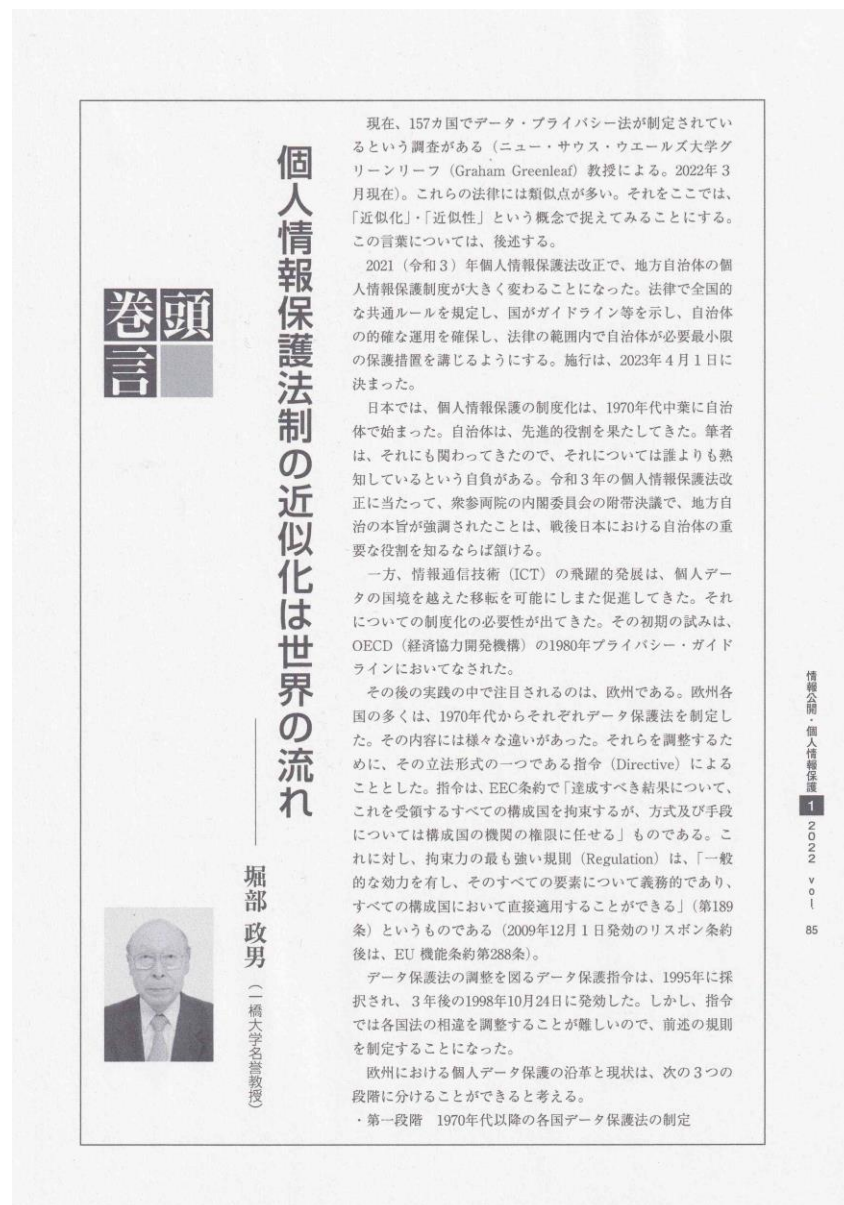
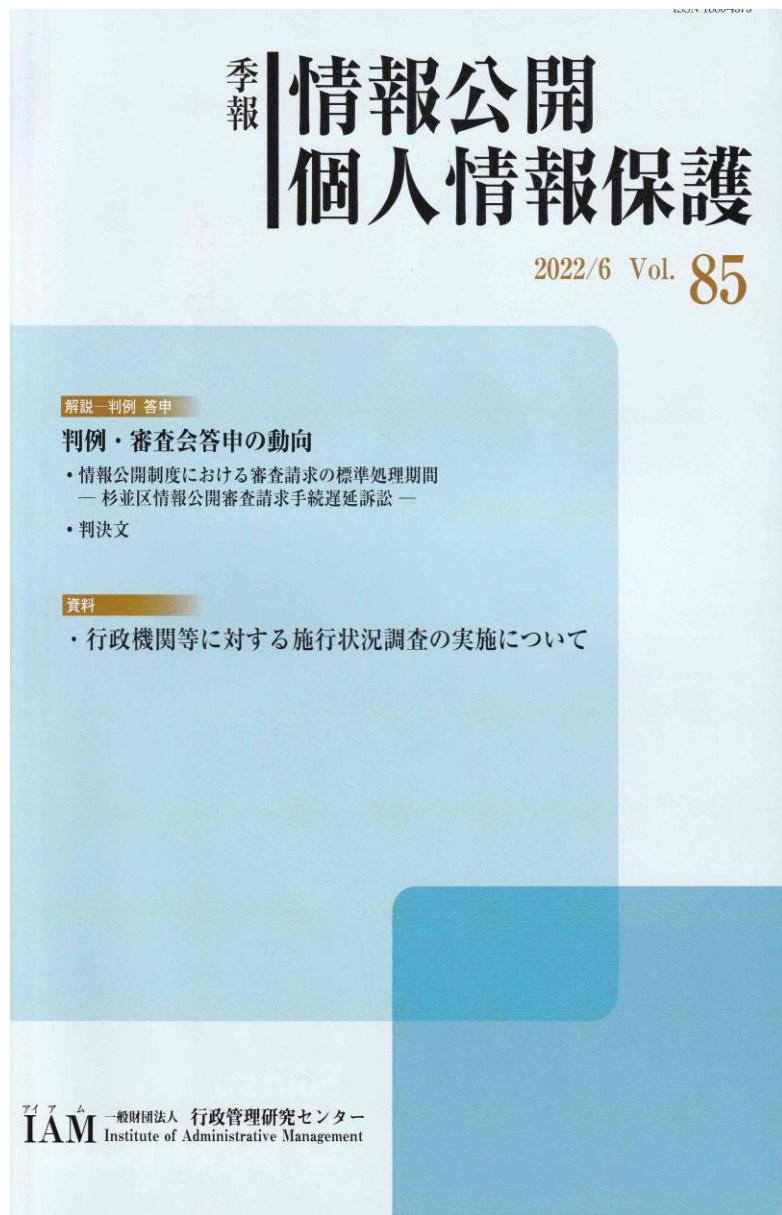
## Asian Business Law Institute③

- <https://abli.asia/>
- Convergence of laws and frameworks for cross-border personal data transfers in Asia
- By providing a landscape mapping of current and upcoming data protection laws and regulations in the Asia Pacific and offering recommendations to promote further convergence in specific areas of data protection, ABLI contributes to the responsible development of the digital economy.

# Asian Business Law Institute④



# 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言



## 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言①

- 堀部政男「個人情報保護法制の近似化は世界の流れ」
- 現在、157カ国でデータ・プライバシー法が制定されているという調査がある(ニュー・サウス・ウェールズ大学グリーンリーフ(Graham Greenleaf)教授による。2022年3月現在)。これらの法律には類似点が多い。それをここでは、「近似化」・「近似性」という概念で捉えてみることにする。この言葉については、後述する。
- 2021(令和3)年個人情報保護法改正で、地方自治体の個人情報保護制度が大きく変わることになった。法律で全国的な共通ルールを規定し、国がガイドライン等を示し、自治体の的確な運用を確保し、法律の範囲内で自治体が必要最小限の保護措置を講じるようにする。施行は、2023年4月1日に決まった。

## 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言②

- 日本では、個人情報保護の制度化は、1970年代中葉に自治体で始まった。自治体は、先進的役割を果たしてきた。筆者は、それにも関わってきたので、それについては誰よりも熟知しているという自負がある。令和3年の個人情報保護法改正に当たって、衆参両院の内閣委員会の附帯決議で、地方自治の本旨が強調されたことは、戦後日本における自治体の重要な役割を知るならば頷ける。
- 一方、情報通信技術(ICT)の飛躍的發展は、個人データの国境を越えた移転を可能にしました促進してきた。それについての制度化の必要性が出てきた。その初期の試みは、OECD(経済協力開発機構)の1980年プライバシー・ガイドラインにおいてなされた。

## 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言③

- その後の実践の中で注目されるのは、欧州である。欧州各国の多くは、1970年代からそれぞれデータ保護法を制定した。その内容には様々な違いがあった。それらを調整するために、その立法形式の一つである指令(Directive)によることとした。指令は、EEC条約で「達成すべき結果について、これを受領するすべての構成国を拘束するが、方式及び手段については構成国の機関の権限に任せる」ものである。これに対し、拘束力の最も強い規則(Regulation)は、「一般的な効力を有し、そのすべての要素について義務的であり、すべての構成国において直接適用することができる」(第189条)というものである(2009年12月1日発効のリスボン条約後は、EU 機能条約第288条)。

## 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言④

- データ保護法の調整を図るデータ保護指令は、1995年に採択され、3年後の1998年10月24日に発効した。しかし、指令では各国法の相違を調整することが難しいので、前述の規則を制定することになった。
- 欧州における個人データ保護の沿革と現状は、次の3つの段階に分けることができると考える。
  - 第一段階 1970年代以降の各国データ保護法の制定
  - 第二段階 1995年EUデータ保護指令採択・1998年発効
  - 第三段階 2016年EU一般データ保護規則採択・2018年施行
- この第三段階で欧州ではデータ保護法の「同一化」(equivalence)が実現した。

## 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言⑤

- 日本における自治体の状況は、それぞれ個人情報保護条例を制定してきているという点をとらえるならば、第一段階にあったと言える。それが、2021年個人情報保護法改正で、一挙に第三段階に移行することになった。原則的には、「同一化」ということになる。このようなことが可能なのは、超国家的なEUや単一国家の日本だからである。連邦制の国では、連邦と州の権限が分かれていて、一般的にはそのようなことは不可能である。
- 世界的に見ると、「同一化」は、容易ではない。この分野の議論で最近見かけるのは、convergence(コンバージェンス)という概念である。コンバージェンスは、世界の多くのところで議論されている。
- コンバージェンスの日本語訳は、そのコンテキストでいろいろあり得るであろう。これをどう日本語化するか、30数年前に直面したことがある。それは、通信と放送のコンバージェンスという使い方が出てきたときである。これを「融合」と訳してみた。今日でも、「通信・放送の融合」という表現は、よく使われる。

## 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言⑥

- その後、どのような日本語にするかを公的に考えなければならなかったのは、個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、80回300時間のダイアログ(対話)を経て、2019年1月23日に、世界で初めて実現した「十分性相互認定」の過程においてであった。2017年7月3日にまとまった個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員による共同プレス・ステートメントの原文にconvergence between their two systems という表現があった。委員会事務局と訳文について話していたときに、differencesという言葉もあり、それとの対比では「類似したもの」という訳はどうかということになり、また別の箇所では「類似性」を使った。ところが、その3日後の2017年7月6日の「安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言」では、外務省はコンバージェンスを「収れん性」と訳した。

## 「季報情報公開・個人情報保護」85巻(2022年6月)の巻頭言⑦

- このように定訳はない。その後、カタカナ書きで「コンバージェンス」を使ったこともある。
- 今回、ここでは、「近似化」・「近似性」という言葉にしてみた。これについてのコメントを期待したい。